

TOKIWA ナイトミュージアム企画開催業務 受託者選定実施要領

1. 目的

今年開設 100 周年を迎えるときわ公園。世界を旅する植物館では、ときわ公園の冬の風物詩「TOKIWA ファンタジア」に合わせ、今年で 4 回目を迎える「TOKIWA ナイトミュージアム」を開催。植物館を生かした魅力ある冬企画として賑わいの創出を図るとともに、植物館への誘客に繋げることを目的とした「TOKIWA ナイトミュージアム企画開催業務」を受託する者を選定するために、必要な事項を定めるものとします。

2. 業務概要

- (1) 業 務 名 TOKIWA ナイトミュージアム企画開催業務
- (2) 業 務 内 容 別紙「TOKIWA ナイトミュージアム企画開催業務仕様書」のとおり
- (3) 委 託 期 間 契約日から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで
- (4) 見積限度額 3,299,450 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3. 応募資格

本プロポーザルに参加できる者（以下「応募者」という。）は、委託業務を効果的かつ効率的に実施できる民間企業、NPO 法人及びその他の法人又は法人以外の団体（共同企業体も可）であり、委託業務を適切に遂行するに足る能力を有し、以下の要件を全て満たすこととします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の各号の規定に該当する者でないこと。
- (2) 宇部市（以下「市」という。）における競争入札の参加を制限されない者であること。
- (3) 法人税、地方税、その他租税公課を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (5) 政治団体、宗教団体及びそれに類する団体でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続きをしていないこと。

4. 応募者の公募手続

(1) 提出書類

番号	提出書類
1	（様式 1）参加表明書
2	（様式 1－2）共同企業体構成書 ★必要に応じて
3	（様式 2）会社概要
4	（様式 3）暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

5	(様式4) 業務実施体制調書
6	(様式5) 統括責任者の経歴書
7	(様式6) 企画提案書
8	(様式7) 類似事業実績書
9	(様式8) 質問書
10	(任意様式) 参考見積書 ※経費内訳も記載すること。
11	(任意様式) 事業スケジュール
12	(任意様式) 広報素材のイメージ図

市公式ウェブサイトにて配布しますので、様式をダウンロードして入手してください。

市公式ウェブサイト <https://www.city.ube.yamaguchi.jp>

(2) 提出部数

正本1部、副本4部（副本は複写可）

(3) 留意事項

ア 応募に関して必要となる経費は応募者の負担とします。

イ この手続きの応募者が、市の業務委託に係る競争入札参加停止等の処分を受けることとなった場合、又は企画提案に際して虚偽の内容があった場合等により契約の相手方とすることが不適当と認められる場合、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わない場合があります。

ウ 提出された書類の著作権は、それぞれ作成した者に帰属します。ただし、市は提出された書類の全部又は一部を宇部市情報公開条例に基づき、公開することがあります。

エ 市が受理した企画提案書等は返却しません。

5. 質問及び回答

実施要領や業務内容に関する質問を以下のとおり電子メールで受け付けます。

- ・受付期間 令和7年8月19日（火）から8月26日（火）午後5時までに必着
- ・提出書類 質問書（様式8）
- ・提出先 tokiwakouen@city.ube.yamaguchi.jp
※ メール送信後、受信確認のため、電話連絡をすること。
- ・回答期日 令和7年8月27日（水）
※ 受け付けた質問に対する回答は、市公式ウェブサイト上で公表します。
ただし、簡易な質問等については、市公式ウェブサイト上では回答を掲載せず、電話等により個別に回答します。

6. 参加表明書等の受付

参加資格の要件を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、FAX 又は電子メールにより、以下の書類を提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は、件名を「TOKIWA ナイトミュージアム企画開催業務」とし、受信確認のため、送信した際は電話でその旨を連絡すること。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式 1）
共同企業体構成書（様式 1－2）★必要に応じて
- イ 会社概要（様式 2）
貴社のパンフレット（概要）、組織図等があれば添付すること
- ウ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式 3）
- エ 納税証明書（未納のないことの証明用：3 か月以内に発行されたものに限る）

(2) 提出期限

令和 7 年 8 月 19 日（火）から 8 月 29 日（金）午後 5 時までに必着

(3) 提出先

「15. 問い合わせ及び書類提出先」に同じ。

7. 企画提案書の提出

参加表明書等を提出後、参加資格決定通知を受領した者は、持参又は郵送により、以下の書類を各 5 部（正本 1 部、副本 4 部）提出すること。

なお、郵送の場合は封筒の表に「TOKIWA ナイトミュージアム企画開催業務に係る提出書類在中」と朱書きの上、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出してください。

(1) 提出書類

- ア 業務実施体制調書（様式 4）
- イ 統括責任者の経歴書（様式 5）
- ウ 企画提案書（様式 6）
- エ 類似事業実績書（様式 7）
- オ 参考見積書（任意様式） ※経費内訳も記載すること
- カ 事業スケジュール（任意様式）
- キ 広報素材のイメージ図（任意様式）

(2) 提出期間

令和 7 年 9 月 1 日（月）から 9 月 10 日（水）午後 3 時までに必着

(3) 提出先

「15. 問い合わせ及び書類提出先」に同じ。

※ 持参による場合の受付時間は、火曜日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（最終日は午後 3 時まで）。

8. 受託候補者の選定

TOKIWA ナイトミュージアム企画開催業務に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査で選定します。

- ・ 審 査 令和 7 年 9 月中旬を予定
- ・ 審査会場 ときわミュージアム（宇部市野中三丁目 4 番 29 号）
※ 正式な日時や場所は応募者に後日連絡します。
- ・ 審査方法 応募者のプレゼンテーション、企画提案書の説明、聞き取り内容及び提出された書類により、委員会において審査基準に基づき審査を行い、受託候

補者を選定します。提案内容等に基づく総合点数（満点）は 100 点とします。評価点の平均点が 60 点以上を得た者の中から、もっとも評価点が高い提案者を受託候補者とします。また、2 番目に高い提案者を次点者とします。なお、応募者が 1 者であった場合、評価点の平均点が 60 点以上であれば受託候補者とします。

9. 審査基準

審査における評価項目と配点は以下のとおりです。

審査項目	評価する内容	仕様書の項目 4. 業務の内容 (2)光の演出の企画 及び施工		配点
1. 企画面				60
独創性	植物館の特色を活かした何度も見に来たくなるような話題性やインパクトを考慮したものか。	ア	(ア)、(イ)、 (エ)、(オ)	15
賑わい性	来場者の強い興味を引き、再訪を促す集客性を考慮するとともに、会場全体を活用しているか。		(イ)、(エ)、 (オ)	15
集客性	・温室内の滝や池及びサボテンエリアでの映像演出等を実施し、有料イベントとしての価値があるか。 ・来場者が参加可能な体験型の要素を企画しているか。 ※来場者目標：18,000 人（ナイトミュージアム2024：約 16,500 人）		(エ)、(オ)	20
具体性	・設置物やショーなどの内容が具体的にイメージできるように表現された提案か。 ・照明機器の仕様、設置物のサイズ・個数など具体的提案か。	イ	(ク)	10
2. 安全面				25
事故防止	倒壊、落下、漏電等あらゆる事故に対して防止策がなされ、問題のない仕様となっているか。	イ	(ウ)、(エ)	10
保守・管理体制	日常、緊急時の管理体制が適切か。	ウ	(ア)、(イ)	15
3. 組織面				15
実施体制	実施体制、統括責任者が明確化され、円滑な業務遂行が規定できるか。	ウ	(ア)、(イ)	5
実施計画	適切な業務工程、役割分担及びスケジュールが具体的に提案され、それらが実施可能であるか。	イ	(ク)	5
実績	提案内容を実施するにあたって、本業務と類似業務の実績（ライトアップ業務）を有しているか。			5
合計				100

10. 留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。

- ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ウ 提出書類に不備があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 提出書類の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、応募者（役員）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- カ 応募資格を満たしていないと認められる場合
- キ 本実施要領に違反すると認められる場合
- ク その他、市が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

同応募者が複数の企画提案書を提出することを禁じます。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) その他

- ア 応募者は、書類の提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 企画提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて応募者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

11. 審査結果の通知

審査結果は、審査を受けた全ての応募者に対して郵送で通知します。（9月中旬を予定）

※ 受託候補者として決定されなかった応募者は、通知書を送付した日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない）に、書面（様式自由。ただしA4判とする。）により、宇部市長にその理由についての説明を求めることができます。なお、回答は書面により行います。

12. 受託者の決定・契約締結

(1) 仕様書の協議等

契約時の仕様は受託候補者が提案した内容を基本としますが、一部変更する場合があります。受託候補者と市が仕様を調整し、確定した上で契約を締結します。

(2) 契約金額の決定

契約金額は仕様の協議結果に基づき、改めて見積書を徴取し、決定します。

(3) その他

受託候補者が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 号の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合や交渉の結果契約締結までに至らなかった場合は、契約の締結を行わないことがあります。この場合は、次点者と契約の締結交渉を行います。

13. 業務実施上の注意点

- (1) 受注者は、本業務を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）を1名配置すること。また、統括責任者は、必要に応じ、市及び関係機関との連絡調整・打ち合わせ等を行うとともに、事業管理を行うこと。
- (2) 何らかのトラブルが発生した場合、統括責任者は市と連携の上、速やかに問題解決を図ること。

14. スケジュール

募集、選定、契約等のスケジュールは以下のとおりです。

項目	日程
プロポーザル公募開始	令和7年8月19日（火）
質問書受付期間	令和7年8月19日（火）～8月26日（火）午後5時
参加表明書受付期間	令和7年8月19日（火）～8月29日（金）午後5時
質問書回答公表	令和7年8月27日（水）
参加資格決定通知	令和7年9月1日（月）予定
企画提案書受付期間	令和7年9月1日（月）～9月10日（水）午後3時
選定委員会	令和7年9月中旬 予定
受託者の決定・契約締結	令和7年9月中旬 予定

15. 問い合わせ及び書類提出先

宇部市観光スポーツ文化部 ときわ公園企画課 世界を旅する植物館係

〒755-0025 山口県宇部市野中三丁目4番29号

電話 0836（37）2888

FAX 0836（37）2889

電子メール tokiwakouen@city.ube.yamaguchi.jp

※ 持参の場合は火曜日を除く